



2024年2月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）

2023年7月14日

上場会社名 株式会社ティムス 上場取引所 東
 コード番号 4891 URL <https://www.tms-japan.co.jp/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 若林 拓朗
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役 (氏名) 伊藤 剛 TEL 042(307)7480
 四半期報告書提出予定日 2023年7月14日 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無: 無
 四半期決算説明会開催の有無: 無

(百万円未満切捨て)

1. 2024年2月期第1四半期の業績 (2023年3月1日～2023年5月31日)

(1) 経営成績 (累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2024年2月期第1四半期	—	—	△151	—	△148	—	△148	—
2023年2月期第1四半期	—	—	—	—	—	—	—	—

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2024年2月期第1四半期	△4.07	—
2023年2月期第1四半期	—	—

- (注) 1. 当社は、第1四半期の業績開示を2024年2月期から行っているため、2023年2月期第1四半期の数値及び対前年同四半期増減率並びに2024年2月期第1四半期の対前年同四半期増減率は記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2024年2月期第1四半期	3,635	3,565	98.1
2023年2月期	3,790	3,714	98.0

(参考) 自己資本 2024年2月期第1四半期 3,565百万円 2023年2月期 3,714百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2023年2月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2024年2月期	—	—	—	—	—
2024年2月期 (予想)	—	0.00	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無: 無

3. 2024年2月期の業績予想 (2023年3月1日～2024年2月29日)

合理的な業績予想の策定が困難であるため2024年2月期の業績予測は記載しておりません。なお、当該理由、2024年2月期の事業方針、費用見積り等は、添付資料3ページ「1. 当四半期決算に関する定性的情報 (3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

※ 注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：有

(注) 詳細は、添付資料 6 ページ「2. 四半期財務諸表及び主な注記 (3) 四半期財務諸表に関する注記事項 (四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)」をご覧ください。

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数 (普通株式)

① 期末発行済株式数 (自己株式を含む)	2024年2月期1Q	36,574,880株	2023年2月期	36,574,880株
② 期末自己株式数	2024年2月期1Q	—株	2023年2月期	—株
③ 期中平均株式数 (四半期累計)	2024年2月期1Q	36,574,880株	2023年2月期1Q	—株

(注) 当社は、第1四半期の業績開示を2024年2月期から行っているため、2023年2月期第1四半期の期中平均株式数は記載しておりません。

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

(将来に関する記述等についてのご注意)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料 3 ページ「1. 当四半期決算に関する定性的情報 (3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	3
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 四半期財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期貸借対照表	4
(2) 四半期損益計算書	5
第1四半期累計期間	5
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	6
(継続企業の前提に関する注記)	6
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	6
(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)	6
(セグメント情報等)	6
(重要な後発事象)	7

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期累計期間(2023年3月1日～2023年5月31日)におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進む一方、長期化する地政学的リスクや、世界的な景気後退懸念及び金融資本市場に対する不安もあり、先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当第1四半期累計期間において、当社は従来にないメカニズムに基づく独自の医薬品を開発して上市につなげることを目指し、以下のとおり事業活動を進めてまいりました。

① TMS-007関連の活動

2021年5月にBiogen MA Inc. (以下「バイオジェン社」という。)へ導出した急性期脳梗塞を適応症とするTMS-007 (BIIB131) については、バイオジェン社において2023年上半年期に後期第II相臨床試験を開始する計画にて開発が進められ、2023年3月10日にClinicalTrials.govに当該試験の概要が登録されました(予想開始時期2023年4月17日)。その後、バイオジェン社は、2023年4月25日の2023年第1四半期決算発表において、TMS-007 (BIIB131) の後期第II相臨床試験の開始を一時停止し、当該臨床試験を開始すべきかどうかを再評価すると発表しました。また、2023年4月26日には、ClinicalTrials.govの登録情報が更新され、当該試験の予想開始時期が2023年8月21日へ変更されております。同登録情報によるTMS-007 (BIIB131) の後期第II相臨床試験の概要は以下のとおりです。当社としては、引き続き、バイオジェン社との緊密なコミュニケーションを図り、情報収集に努めております。

(<https://clinicaltrials.gov/ct2/show/NCT05764122>)

正式名称	LKW ¹ 後4.5～24時間の脳梗塞患者を対象とした静注投与BIIB131の有効性と安全性を評価する多施設・オペレーショナルリーシームレス・二重盲検・用量探索・プラセボ対照・無作為・並行群間比較・後期第II相臨床試験
予想症例数	760例
予想開始時期	2023年8月21日 ²
予想終了時期	2025年7月7日

(注) 1. Last Known Wellの略で、最後に正常であった事が確認された時期。

2. 2023年4月26日に登録情報が更新されました(当初は2023年4月17日として登録)。

② TMS-008関連の活動

急性腎障害及びがん悪液質を適応症と想定し開発を進めているTMS-008については、第I相臨床試験に向けたCMC (Chemistry, Manufacturing, and Control) 面における準備活動、及びGLP (Good Laboratory Practice) に基づく安全性試験を継続実施いたしました。臨床試験用原薬については、第2四半期に製造を開始することを決定いたしました。また、当局(PMDA; Pharmaceuticals and Medical Devices Agency)への事前面談申請を完了し、2023年6月に面談の実施が決定されました。

TMS-008のバックアップとして位置づけているTMS-009については、探索的製造の準備を開始いたしました。

③ パイプラインの拡充に関する活動

当社は、引き続き、社内プログラム及び社外プログラムの2つの軸において、パイプラインの拡充を図るための研究開発活動を積極的に推進しました。社内プログラムにおいては、当社がこれまでSMTP化合物の研究開発によって培った可溶性エポキシドハイドロラーゼ(sEH)阻害に関する知識と経験を活かし、AIを活用した化合物生成による創薬の最適化や天然物ライブラリーのスクリーニングを含む複数のアプローチを活用し、新たなsEH阻害剤の候補となる化合物の探索を推進しました。社外プログラムにおいては、アカデミア等の研究機関や創薬企業等の早期研究開発段階にあるプログラムの探索及び評価を継続しました。2023年5月8日には、北海道大学との間で、医薬品候補物質の独占的評価及び実施許諾に関するオプション契約を締結いたしました。

④ 研究開発体制の強化

当社の共同創業者であり取締役会長の蓮見恵司は、2023年3月31日をもちまして東京農工大学教授を定年退職し、4月1日より当社の常勤取締役として、研究分野を主導することとなりました。これを受けて、当社は、より強力な研究開発体制による事業の推進を目的に、取締役1名が研究開発全体を担うこれまでの体制から、2名の取締役が研究と開発のそれぞれの分野を担当する体制に変更いたしました。

また、当社は、研究開発機能の向上を図るべく2023年4月に東京農工大学に共同研究講座を開設いたしました。

た。

新担当職務	氏名	役職	旧担当職務
研究担当	蓮見 恵司	取締役会長	-
開発担当	稲村 典昭	取締役	研究開発担当

以上の活動の結果、当第1四半期累計期間における営業費用は、TMS-008をはじめとする研究開発費として76,927千円を、その他の販売費及び一般管理費として74,834千円を計上したことから、合計では151,762千円となりました。

これらの結果、営業損失は151,762千円、経常損失は148,619千円、四半期純損失は148,856千円となりました。

なお、当社は医療品開発事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績については記載を省略しております。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第1四半期会計期間末の資産合計は、前事業年度末に比べ154,332千円減少し、3,635,882千円となりました。これは主に、営業費用等の支出により、現金及び預金が166,305千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末の負債合計は、前事業年度末に比べ5,476千円減少し、70,685千円となりました。これは主に、法人税等の支出により未払法人税等が14,486千円減少したこと、及び賞与引当金が7,341千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べ148,856千円減少し、3,565,196千円となりました。これは、四半期純損失148,856千円を計上したことに伴う利益剰余金の減少によるものであります。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

当社は、現時点では上市した製品を持たず研究開発を進める先行投資の段階にあり、当社の業績は導出先からのマイルストーン収入等に大きく左右され、業績予想を行うことが困難であることから、当社は業績予想の開示を見合わせる方針といたしました。なお、ロイヤリティ収入等の経常的な収益を安定して見込める状況となりましたら、業績予想の開示を再開いたします。

2024年2月期につきましては、引き続きTMS-008の開発を進めるとともに、これまでの創薬研究の知見にもとづく新たなsEH阻害剤の候補となる化合物の探索、アカデミアや研究機関等の早期研究段階の創薬シーズの導入に向けた取り組みを通じ、パイプラインの拡充に向けた活動を推進してまいります。

これを踏まえ、2024年2月期の営業費用につきましては、以下のとおり見込んでおります。

- ・研究開発費は500百万円～800百万円を見込んでおります。
- ・その他の販売費及び一般管理費は350百万円～450百万円を見込んでおります。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2023年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,584,667	3,418,362
貯蔵品	223	223
前渡金	121,715	123,655
前払費用	12,970	24,189
未収消費税等	47,033	47,033
その他	36	48
流動資産合計	3,766,646	3,613,512
固定資産		
有形固定資産	12,142	11,490
無形固定資産	4,112	3,829
投資その他の資産	7,314	7,050
固定資産合計	23,568	22,369
資産合計	3,790,215	3,635,882
負債の部		
流動負債		
未払金	28,690	27,477
未払費用	19,557	25,998
未払法人税等	19,315	4,828
賞与引当金	2,447	9,788
その他	6,151	2,592
流動負債合計	76,161	70,685
負債合計	76,161	70,685
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,160,988	1,160,988
資本剰余金	2,337,131	2,337,131
利益剰余金	215,933	67,076
株主資本合計	3,714,053	3,565,196
純資産合計	3,714,053	3,565,196
負債純資産合計	3,790,215	3,635,882

(2) 四半期損益計算書
(第1四半期累計期間)

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)
営業収益	—
営業費用	
研究開発費	76,927
その他の販売費及び一般管理費	74,834
営業費用合計	151,762
営業損失(△)	△151,762
営業外収益	
補助金収入	3,202
営業外収益合計	3,202
営業外費用	
為替差損	59
営業外費用合計	59
経常損失(△)	△148,619
税引前四半期純損失(△)	△148,619
法人税等	237
四半期純損失(△)	△148,856

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じる方法によって算出しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自2023年3月1日 至2023年5月31日）

当社は、医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2023年6月15日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を含む）、監査役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することを決議し、2023年7月10日に発行いたしました。

I. スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を含む）及び従業員に対して、当社の株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、当社取締役（社外取締役を含む）及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するインセンティブを付与することにより、当社の健全な経営と企業価値並びに社会的信頼の向上を図ることを目的として、また、当社の監査役に対して、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を含む）、監査役及び従業員に対し、株式報酬型ストック・オプションとして、本新株予約権を発行するものであります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の総数

1,681個とする。

2. 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり 31,400円（1株当たり314円）

これは新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。

なお、当社は本新株予約権の割当てを受ける者に対し、その割当てを受ける本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額（以下「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

2023年7月11日から2038年7月10日まで（ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①本新株予約権は、次の各号に掲げる日に、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、当該各号に掲げる個数について権利が確定するものとし（以下、新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」という。）、新株予約権者は、ベスティングされた本新株予約権のみを行使すること

ができるものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合（新株予約権者が当社取締役会が正当と認める理由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を退任した場合を除く。）には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとする。

i) 新株予約権の割当日から1年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数（行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。次号において同じ。）

ii) 新株予約権の割当日から2年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数

iii) 新株予約権の割当日から3年を経過した日

割当てられた本新株予約権のうち同日の前日までにベスティングされていないものの個数

②本新株予約権1個の一部行使は認めないものとする。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

④その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の割当日

2023年7月10日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が有する新株予約権のうちベスティングされていないものを無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定される数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）に定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記3.（3）に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.（4）に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の割当対象者の人数及び割当数

当社取締役	6名	904個	(うち社外取締役	2名	114個)
当社監査役	4名	98個			
当社従業員	15名	679個			